首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要

- 1. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- ○首都中枢機能の継続性の確保は必要不可欠
 - 首都中枢機能の障害は災害応急対策に大きな支障を来すおそれ
 - ・ 加えて、我が国全体の国民生活や経済活動にも支障が生じるおそれ

- 予防対策・応急対策で被害を大きく減少させることが可能
 - ・ 耐震化率100%で全壊棟数・死者数が約9割減、 感震ブレーカー等の設置や初期消火成功率の 向上等で焼失棟数・死者数が9割以上減



予防対策・応急対策の計画的・戦略的実施

2. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針

- (1)首都中枢機能の確保
 - 首都中枢機関の業務継続体制の構築
 - ・首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの維持
- (2)膨大な人的・物的被害への対応
 - ・あらゆる対策の大前提としての<u>耐震化と火災対策</u>、深刻な<u>道路交通麻痺対策</u>等、 膨大な数の<u>避難者・帰宅困</u>難者等

- (3)地方公共団体への支援等
 - ・国は、調査研究成果を始めとする各種情報の提供、助言等を実施
- (4)社会全体での首都直下地震対策の推進
 - ・社会のあらゆる構成員が連携した「自助」「共助」「公助」による被害の軽減に向けた備え
- (5)2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応
 - ・外国人観光客の避難誘導対策など安心して大会に参加・観戦できるよう取組強化

3. 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項

- (1)首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項
- ・首都中枢機能及び首都中枢機関 ~ 政治中枢:国会、行政中枢:中央省庁・都庁・駐日外国公館等、経済中枢:中央銀行・企業本社等
- ・首都中枢機関の機能目標 ~発災直後においても最低限果たすべき機能目標を設定
- ・政府全体としての業務継続体制の構築:非常時優先業務の実施に必要な執行体制、執務環境の確保について緊急対策実施計画に定める。
- ・金融決済機能の継続性の確保、企業本社等における事業継続への備え
- (2)首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項
- 政府の代替拠点の検討、代替庁舎の確保等
- (3)ライフライン及びインフラの維持に係る施策に関する基本的な事項
- ・ライフライン及び情報通信インフラの機能目標
- ・施設の耐震化・多重化や早期復旧体制の整備等
- (4)緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項
- ・交通インフラの機能目標

- ・施設の耐震化や早期の道路啓開、復旧体制の整備等
- (5) その他・各主体が業務継続計画を作成・見直し

4.5.6. 法に基づく各種計画に係る事項

- 4. 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定及び 基盤整備等計画の認定に関する基本的な事項
- ・首都中枢機能維持基盤整備等地区指定の考え方 (首都中枢機関の集積状況等を勘案)※別添参照
- ・地方公共団体が作成する基盤整備等計画の認定 基準
- 5. 地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項
 - ・都県知事が作成する地方緊急対策実施計画に 記載すべき地震防災対策、災害応急対策・災害 復旧への備え、住民の協働等の対策等
- 6. 特定緊急対策事業推進計画の認定に関する 基本的な事項
- ・地方公共団体が作成する特定緊急対策事業推進 計画の認定基準

7. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置

- (1)首都中枢機能の継続性の確保 → 3. 参照
- (2)膨大な人的・物的被害への対応
- ① 計画的かつ早急な予防対策の推進
 - 建築物、施設の耐震化の推進等
 - ・出火防止対策、発災時の速やかな初期消火、延焼被害の抑制対策等
 - ・ライフライン等の耐震化、発災時の速やかな機能回復
 - ・燃料の供給対策
 - ・交通インフラ、河川・海岸堤防等の耐震化、発災時の速やかな機能回復
 - ・その他(集客施設・原子力事業所・石油コンビナート等地区の安全確保等)

- ②津波対策
- ③円滑かつ迅速な災害応急対策、災害復旧・復興への備え
- ・災害応急体制の整備
- ·道路啓開と道路交通渋滞対策
- 市街地火災への対応
- 救命•救助、災害時医療機能
- ・膨大な数の避難者・被災者・膨大な数の帰宅困難者等
- ・広域連携のための<u>防災拠点、交通基盤</u>の確保
- ・物資の絶対的な不足に対応した物資輸送機能の確保
- ・的確な情報収集・発信
- 実践的な防災訓練
- 多様な発生態様への対応
- ・円滑な復旧・復興

- ④各個人の防災対策の啓発活動
 - ・適切な避難行動、車両の利用抑制、備蓄等
- ⑤企業活動等の回復・維持
 - 事業継続計画の作成、地域貢献等
- (3)2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に 向けた対応等
 - ・施設の耐震化、外国人観光客の避難誘導等
- (4)長周期地震動対策(中長期的対応)
 - 高層建築物等への影響等の専門的検討

別添

首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定

<法第7条第1項関係>

- 〇 首都中枢機能維持基盤整備等地区は、
 - 首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備
 - 滞在者等の安全の確保を図るために必要な施設の整備 等を緊急に行う必要がある地区
 - ※指定された地区内又は地区の一部を含む地方公共団体は、首都中枢機能維持 基盤整備等計画を作成することができる。
- 〇 首都中枢機関の集積状況、昼夜間人口を考慮し、下記の4区を 首都中枢機能維持基盤整備等地区として指定
 - 千代田区
 - 中央区
 - 港区
 - * 新宿区

〇指定時期:平成26年3月28日(内閣総理大臣指定)

地方公共団体が作成する各種計画

首都中枢機能維持基盤整備等計画について

- ○基盤整備等地区は、首都中枢機関の集積状況等を勘案して指定
- ○基盤整備等地区内等の地方公共団体が作成
- ○首都中枢機能の維持等に寄与し、円滑かつ確実に実施されるもの等を認定
 - →ライフラインやインフラ施設の整備等基盤整備事業に係る開発許可等の特例、
 - 備蓄倉庫等の安全確保施設に係る都市再生特別措置法※の適用等
 - ※都市再生緊急整備地域外でも、基盤整備等地区内であれば活用可能

地方緊急対策実施計画について

- ○緊急対策区域内等の都県知事が作成
- 〇計画には、区域・目標・計画期間・必要な対策を記載
- 〇必要な対策は、集客施設の安全確保、建築物の耐震化、災害応急対策の備え、住民等の協働など について幅広く記載

特定緊急対策事業推進計画について

- ○緊急対策区域内等の地方公共団体が作成
- ○首都直下地震対策の推進に寄与し、円滑かつ確実に実施されるもの等を認定
 - →避難施設等についての建築基準法の特例、補助金等交付財産の処分制限に係る承認の手続の特例

地方公共団体が作成する計画に基づく特別の措置 ~活用イメージ~

首都中枢機能維持基盤整備等計画

〇開発許可の特例、土地区画整理事業の認可の特例、 市街地再開発事業の認可の特例

(例)公共施設等の整備(道路の拡幅、公園の整備等)



まちづくりと併せた 緊急輸送のための道路の拡幅 ・公園の整備

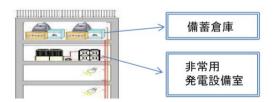
○道路の占用の許可基準の特例

(例)緊急輸送確保のための看板・標識の設置

1km	緊急時の駐車場	→
1	一時滞在場所	2km

〇都市再生特別措置法の適用

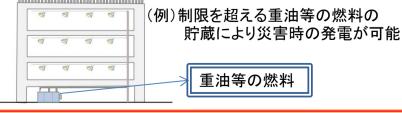
(例)容積率規制の緩和により、 備蓄倉庫・非常用発電設備室等の設置



特定緊急対策事業推進計画

○建築基準法の特例

→重油等の用途地域ごとの貯蔵量制限の緩和



○補助金等交付財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

→補助金等を受けた様々な施設を交付の目的以外の目的に使用

(例)廃校を避難場所・備蓄倉庫等に転用



避難場所

備蓄倉庫